過年度遡及修正専門委員会 審議項目一覧と主な項目の検討の方向性

()3ページの枠囲み部分が本日の説明箇所。

論点1 財務諸表の過年度遡及修正の取扱いを考える必要性

1-1 当面の検討の範囲

本ペーパーに示す項目を、当面の検討対象とすることとした。「セグメント情報開示」、「四半期開示等」、「廃止事業の報告」に係る論点は、別途の検討とすることとした。

- 1-2 過年度遡及修正を行った場合の情報の有用性及びコスト・ベネフィット 個別の項目ごとに検討していくこととした。
- 1-3 会社法及び金商法に基づく開示制度(監査も含む)など関連諸制度との関係 基準開発と並行的に、事務局を中心に関連諸制度との関係整理に努めて いくこととした。

論点3・4 「会計方針の変更に係る過年度遡及修正」 「表示方法の変更に係る過年度遡及修正」

3-1 「会計方針」及び「表示方法」の再定義の必要性

「会計方針の変更」と「表示の変更」は別定義とし、両者の区分は、何らかの会計処理の変更を伴うかどうかで判断するという案を中心に、引き続き検討することとした。

- 3-2 会計方針の変更の取扱い
 - ・ 会計方針の変更の取扱い(遡及適用を求めるか否か) 「会計方針の変更」は原則として、遡及適用を行う方向で議論を進め ることとした。
 - ・ 遡及適用を行う場合の情報の有用性 見積りの要素が絡む場合など、遡及適用を行わないことが適切である ケースについても、検討を行っていくこととした。
 - ・ 遡及適用が実務上不可能な場合 国際的な会計基準と同様の定めを設ける方向で検討することとした。
- 3-3 表示方法の変更の取扱い(遡及的な組替えを求めるか否か) 「表示方法の変更」は原則として、遡及的な組替えを求める方向で議論 を進めることとした。
- 3-4 遡及期間(具体的な遡及期間を定めるか否か) 会計基準としては、特段の定めを設けない方向とした。
- 3-5 新しい会計基準等の公表による会計方針の変更とその取扱い
 - 会計方針の変更の対象となる会計基準等の範囲 遡及適用の対象となり得る「会計基準等の範囲」については、これを 明確化する方向で検討していくこととした。

- 1 -

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

・ 新たな会計基準等を適用した場合の遡及適用(経過措置)の取扱い 原則論としては遡及適用を求めつつも、個別の基準ごとに手当てがあればそれを優先するという規定を設ける方向で検討することとした。

3-6 開示項目

開示項目

概ね国際的な会計基準と同様の規定を定めていく方向で検討していく こととした。

・ 当期の財務諸表へ与える影響額の開示の要否

旧基準ベースによる当期の財務諸表への影響額の開示(現行の注記による開示の内容に類似)については、遡及適用導入後もこれを求めることに否定的な見解も複数示されている。

・ 適用前の新しい会計基準等の影響額及び新しい基準を適用した場合の将 来への影響額の開示の要否

何らかの形で開示を求める方向で検討していくこととした。

論点 5 会計上の見積りの変更に係る取扱い

- 5-1 「会計上の見積りの変更」の取扱い(将来に向かっての適用とするか否か) 「会計上の見積りの変更」は、将来に向かっての適用とする方向で議論 を進めることとした。
- 5-2 開示項目

国際的な会計基準と同様の規定を定める方向で検討していくこととした。

各論 1 減価償却方法の変更の取扱い

各 1-1 減価償却方法の変更の取扱い(会計方針の変更か、見積りの変更か)

以下の3案のうち、(案)を中心に検討することを事務局から提案した。「減価償却の変更」には遡及適用を行わないという点についてはコンセンサスが得られているものの、以下の案とは別のご提案もいただいている状況。

(案) 「減価償却方法」は、「会計方針」とする。

「減価償却方法の変更」については「会計方針の変更」とし、原則遡及適用を求めるものとする。

(案)「減価償却方法」は、「見積り」の方法とする。

「減価償却方法の変更」も「見積りの変更」として扱い、遡及適用は求めないものとする。

(案)「減価償却方法」は、「会計方針」とする。

ただし、「減価償却の変更」は「見積りの変更(もしくは会計方針の変

- 2 -

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

更によりもたらされた見積りの変更)」として扱い、遡及適用を求めないものとする。

(派生論点 会計上の変更と周辺諸概念の関係)

会計方針の変更、見積りの変更等の会計上の変更と、重要性の増大、事実の発生等の周辺概念との関係については、どこまで議論を拡張していくかも含め、適宜フィードバックしながら検討を進めていくこととした。

各論 2 見積り(耐用年数)の変更に関する取扱い

各論3 減損処理と臨時償却の関係

各 3-1 固定資産の償却に関連する見積りの変更(耐用年数の変更)の会計処理(臨時 償却の取扱い)

> プロクペクティブ方式を原則としつつ、臨時償却などキャッチ・アップ 方式を残すかどうか、引き続き検討していくこととする。

論点 2 個別財務諸表における過年度遡及修正の適用上の論点

各 2-1 会計方針の変更等による累積的影響額の会計処理

期首剰余金の調整とする方向性で事務局から提案を行った。その方向性を支持する意見もあったが、当期の損益とすべきとの意見も頂いている 状況。

各 2-2 遡及適用後の過年度財務諸表の開示

論点7 誤謬に係る過年度遡及修正

7-1 誤謬の定義(見積りの変更との違い)

監査上の定義とは異なり、意図的な誤りも含めて定義することとした。 誤謬の重要性については、四半期開示での議論の経緯も踏まえ、会計基 準としてはあまり踏み込まない方向で議論していくこととした。

7-2 誤謬に関する取扱い

誤謬の修正再表示が不可能な場合などについて、引き続き検討していく こととした。

7-3 開示項目

論点 10 その他の論点

税効果会計の取扱い

より具体的なイメージがもてるように、引き続き検討を行っていくこと とした。

・ その他

- 3 -

⁽財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

過年度遡及修正専門委員会 検討スケジュール

日時	会議名	主な内容
10月25日(木)	第7回専門委員会	論点整理に対するコメント対応案の検討
15:45~17:45		
10月26日(金)	第 139 回委員会	
11 日 0 口 (+)	第 140 回委員会	専門委員会での検討状況の報告(1)
11月8日(木)		● コメント対応案
	第8回専門委員会	● 今度の検討の進め方
		● 論点 3、4 関係
		1:過年度遡及修正の会計基準における「会計方針」
11月19日(月)		及び「表示方法」の再定義の必要性
15:45~17:45		2:会計方針の変更の取扱い及び情報の有用性、並び
		に遡及適用が実務上不可能な場合の取扱い
		3:表示方法の変更の取扱い
		4:遡及期間の定めを設けるか
11月22日(木)	第 141 回委員会	
	第9回専門委員会	● 論点 3、4 関係
		5:新しい会計基準等の公表による会計方針の変更
		と、その取扱い
12月5日(水)		6:開示項目
10:00~12:00		● 論点 5 関係
		「会計上の見積りの変更」に関する原則的な取扱い及び
		開示項目
		1:減価償却方法の変更の取扱い
12月6日(木)	第 142 回委員会	
	第 10 回専門委員会	● 論点 5 関係
		各論1:減価償却方法の変更の取扱い(続き)
12 日 10 口 (水)		関連論点:会計方針の変更、見積りの変更、事実の変更
12月19日(水)		等の概念整理
10:00~12:00		● 論点7関係
		1:誤謬の定義と会計上の見積りの変更との違い
		2:誤謬に関する取扱い
12月20日(木)	第 143 回委員会	

^{- 4 -}

審議事項(6)-1

日時	会議名	主な内容
	第 11 回専門委員会	● 論点 5 関係
1月 9日(水)		各論 2、3:耐用年数の変更、減損処理との関係
13:30~15:30		● 論点2関係(個別財務諸表における取扱い)
		● その他の事項
	第 144 回委員会	専門委員会での検討状況の報告(2)
1月17日(木)		● 論点 3、4、5 関係(「会計方針の変更」等)
		● 各論1「減価償却方法の変更の取扱い」関係
	第 12 回専門委員会	● 各論 2、3:耐用年数の変更、減損処理との関係(続
		き)
1月28日(月)		● 論点2関係(個別財務諸表における取扱い)(続き)
15:45~17:45		● 今後の進め方と中間成果物のイメージ
		● 中間成果物文案検討(1)
		「会計方針」及び「表示方法」の定義等
1月31日(木)	第 145 回委員会	
2月14日(木)	第 13 回専門委員会	● 中間成果物文案検討(2)
10:00~12:00		「会計方針の変更」、「表示方法の変更」、「見積りの変
10:00 12:00		更」の取扱い及び開示
	第 146 回委員会	専門委員会での検討状況の報告(3)
		● 各論 2、各論 3 関係 (「見積りの変更 (耐用年数の
2月15日(金)		変更)に関する会計処理の考え方」等)
		● 論点2「個別財務諸表における取扱い」関係
		● 論点7「誤謬に係る過年度遡及修正」関係 等
2月28日(木)	第 147 回委員会	
2月29日(金)	第 14 回専門委員会	
10:00~12:00		
3月13日(木)	第 15 回専門委員会	
15:45~17:45		
3月14日(金)	第 148 回委員会	
3月25日(火)	第 149 回委員会	
3月31日(月)	第 16 回専門委員会	
15:45~17:45		

以 上